

尼崎市立学校財務(定期)監査 及び行政監査結果報告

平成 22 年 6 月

尼 崎 市 監 査 委 員

報 告 監 第 8 号

平 成 22 年 6 月 23 日

様

尼崎市監査委員 須 賀 邦 郎

同 堀 智 子

同 宮 城 亜 輻

同 早 川 進

財務(定期)監査及び行政監査結果報告

地方自治法第199条第1項及び第4項並びに同条第2項の規定により尼崎市立学校に係る財務
(定期)監査及び行政監査を行ったので、同条第9項の規定によりその結果の報告を提出します。

目 次

小 学 校	1
中 学 校	2
高 等 学 校	3
幼 稚 園	5

小 学 校

1 監査の期間

平成 21 年 12 月 1 日から平成 22 年 4 月 19 日まで

2 監査の対象

今回の監査は、大庄小学校、成文小学校、成徳小学校、若葉小学校、西小学校、大島小学校、浜田小学校、立花小学校、立花南小学校、立花西小学校、立花北小学校、名和小学校、塚口小学校、尼崎北小学校、水堂小学校の15校が平成21年度に執行した事務事業を対象に実施した。

3 監査の結果

今回の財務(定期)監査は、収入事務、支出事務、契約事務、財産管理等事務等財務に関する事務の執行が関係法令に準拠し、的確に行われていたかを監査した。また、行政監査は、事務事業の執行が効率的に行われていたかを監査した。

その結果、いずれの事務についても、おおむね適正かつ効率的に処理されていた。

なお、学校施設の使用許可及び目的外使用許可とこれに伴う使用料の免除手続については、一部で不適切な事務処理が行われていたため、統一的な事務処理が適切に行われるよう学校園長に対して、周知徹底を図るよう要請する。

中 学 校

1 監査の期間

平成 21 年 12 月 1 日から平成 22 年 4 月 19 日まで

2 監査の対象

今回の監査は、大庄中学校、大庄北中学校、啓明中学校、立花中学校、塚口中学校の5校が平成21年度に執行した事務事業を対象に実施した。

3 監査の結果

今回の財務(定期)監査は、収入事務、支出事務、契約事務、財産管理等事務等財務に関する事務の執行が関係法令に準拠し、的確に行われていたかを監査した。また、行政監査は、事務事業の執行が効率的に行われていたかを監査した。

その結果、監査対象事務のうち収入事務、財産管理等事務等については、おおむね適正かつ効率的に処理されていたが、それ以外の事務については、次のような事例があったので、速やかに所要の措置を講じられたい。

財務（定期）監査

就学援助費の精算に係る保護者への返金について

学校諸費に充当後の就学援助費の残金を保護者に返金するに際し、学校長口座に振り込まれた就学援助費ではなく、学校諸費から流用し支出していた。また、保護者への返金が遅滞していたものがあった。

（大庄北中学校）

就学援助費の精算については、事務処理要領に従い、適正かつ速やかに行うこと。また、現金の取扱いについては常に慎重を期し、適正に行うこと。

学校図書館運営事業に係るボランティア活動費の支出について

ボランティアが委託期間前に事業運営した日をボランティアの活動日数として加算するとともに、ボランティアへの活動費が1日当たり1,000円を超えて支払われていた。

また、活動日数と計画された活動日数にかい離が生じていた。

（塚口中学校）

学校図書館運営事業については、ボランティア活動費の支出及び活動日の設定等、実施要領に従い、適正に行うこと。

高等学校

1 監査の期間

平成 21 年 12 月 1 日から平成 22 年 4 月 19 日まで

2 監査の対象

今回の監査は、尼崎産業高等学校、尼崎工業高等学校の 2 校が平成 21 年度に執行した事務事業を対象に実施した。

3 監査の結果

今回の財務(定期)監査は、収入事務、支出事務、契約事務、財産管理等事務等財務に関する事務の執行が関係法令に準拠し、的確に行われていたかを監査した。また、行政監査は、事務事業の執行が効率的に行われていたかを監査した。

その結果、監査対象事務のうち収入事務、支出事務、契約事務については、おおむね適正かつ効率的に処理されていたが、それ以外の事務については、次のような事例があったので、速やかに所要の措置を講じられたい。

財務（定期）監査

教員の旅行命令に伴う旅費の未支給について

教員の出張において、旅行命令がされているにもかかわらず、旅費の支給がされていないものがあった。

（尼崎産業高等学校）

旅費支給に係る事務は、事務処理の基本であり、今後、旅行命令の在り方も含め、適正に行うこと。

教員の勤務時間について

教員の勤務時間の管理の徹底に関し、昨年、教育委員会事務局に要請したにもかかわらず、一部の教員が時間休の許可手続を経ず退勤していた。

また、勤務時間の割り振りの変更に伴う昼間の休憩時間が周知徹底されていなかった。

（尼崎産業高等学校）

教員の勤務時間の遵守については、今回の指摘を重く受け止め、学校長、教育委員会事務局は勤務実態を適切に把握、管理するとともに、今一度、服務規律の徹底を図ること。

また、勤務条件等の変更に際しては、周知徹底を図ること。

高等学校敷地内の駐車用空地の使用許可等について

学校敷地内の駐車用空地の使用許可等に関し、昨年、指摘したにもかかわらず、通勤方法を公共交通機関で届けている教員に対して、申請手続を経ず臨時許可書を交付している事例や、車両番号の記載がない許可書を交付している事例等があった。

また、校地内の進入経路や制限速度を設けておらず、指定した位置以外に駐車させるなど、使用許可等が適正に行われていなかった。

(尼崎産業高等学校)

校地内駐車用空地の使用許可等については、今回の指摘を重く受け止め、今一度要綱等の趣旨に則り、厳格に行うこと。

幼 稚 園

1 監査の期間

平成 21 年 12 月 1 日から平成 22 年 4 月 19 日まで

2 監査の対象

今回の監査は、立花幼稚園、立花東幼稚園、塚口幼稚園、富松幼稚園、武庫幼稚園、武庫北幼稚園の 6 園が平成 21 年度に執行した事務事業を対象に実施した。

3 監査の結果

今回の財務(定期)監査は、収入事務、支出事務、契約事務、財産管理等事務等財務に関する事務の執行が関係法令に準拠し、的確に行われていたかを監査した。また、行政監査は、事務事業の執行が効率的に行われていたかを監査した。

その結果、いずれの事務についても、おおむね適正かつ効率的に処理されていた。